

リサイクルステーション

- ◇と き 12月4日(日) 午前9時～11時(時間厳守)
(時間外のは、お引き受けできません)
- ◇と ころ 旧日本ラインシュロス駐車場(太田橋東側)
- ◇回収対象 市内在住者で、一般家庭のものに限ります
- ◇回収品目 ①新聞紙 ②雑誌 ③折り込みチラシ ④段ボール
⑤紙箱(せっけん・シャンプー・リンス・たばこ・トイレットペーパーのしなど芳香剤加工した紙容器は再生紙ができなくなりますので回収しません)
⑥牛乳パック ⑦使用済み食用油 ⑧古着(春夏物衣料品、綿素材のもののみ回収します)
⑨アルミ缶 ⑩ペットボトル ⑪発泡スチロール・食品トレイ
⑫割りばし(洗って乾かす。竹ばし・塗りばし・焼け焦げたばしは回収しません)
※時間帯によっては駐車場が混雑しご迷惑をおかけします。時間に余裕をもってお越しください



連鎖販売取引とは、「もうかるから」と知人などを商品の販売組織に誘い、商品やサービスの契約を勧め、加入者を増やしていくと利益が得られるという取引をいいます。一般的には「マルチ商法」といわれます。

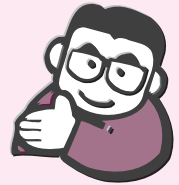
昨年11月に特定商取引法(以下特商法)が改正され、連鎖販売取引の中途解約・返品ルールが規定されましたが、連鎖販売取引に関する相談は、今年度も多く寄せられています。

また、最近では、「連鎖販売取引業者が倒産した」という手紙が届いたが、今後、業者と連絡が取れなくなった場合、今抱えている

連鎖販売取引(マルチ商法)、クーリングオフ期間を過ぎてもあきらめないで!!

窓口は…消費生活相談情報

岐阜県消費生活センター
電話 058-265-0999
中濃地域振興局振興課
電話 25-3111(可茂総合庁舎内)
美濃加茂市消費者リーダー 中野
電話 28-8522



消費者への アドバイス

- 連鎖販売取引の契約は、契約書面受領日から20日間、クーリング・オフができますので、契約を無条件で解除することができます(再販売方式の場合は、書面受領日と商品受領日の遅い方から20日間になります)。
- 連鎖販売組織に加入後1年未満の場合は、連鎖販売契約(加入契約)を解除するとともに、受領してから90日以内の未使用の商品については、90%相当額の返金を受けることができます。クーリング・オフ期間を過ぎても、あきらめずに中途解約の交渉をしましょう。
- 連鎖販売取引の契約が解除された場合は、クレジット契約を結んでいる信販会社への支払いを停止することができますようになりました。信販会社にも契約解除の通知を出すようにしましょう。

◇処理

連鎖販売取引の場合、「未使用

商品がどついたらよいか」といった相談が数件寄せられました。

◇相談

2カ月前、「人を紹介する」というリンクが上がってマージンが入る」と知人に勧誘され、ダイヤのネックレスを70万円で購入した。「3人紹介したらリンクが上がる。自分で30万円相当の物を購入してもリンクが上がる」と言われたので、浄水器を30万円、ゲルマニウムのアクセサリ3点セットを60万円で契約した。クレジットの債務が総額160万円にもなってしまう、支払いが困難になった。浄水器以外は使用していないので解約したい。

の商品は、入会から1年未満で、商品の引き渡しを受けてから90日未満であれば、返品して購入金額の90%相当額の返金を受けることができます。」ことになっていきます。相談者は、①入会から1年未満で、②商品を受け取ってから90日以内であり、③浄水器以外は未使用であるため、ダイヤのネックレス70万円とゲルマニウムのアクセサリ60万円については、特商法の返品ルールに基づいて返品することができ、クレジットの合計額130万円の90%相当額、117万円が返金される計算になります。相談者には、中途解約の返品ルールについて説明し、業者と交渉するように助言しました。